

昭和二十四年五月十四日
答 弁 第 二 〇 号

(質問の 二〇)

衆甲第三二号

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員早稻田柳右工門君提出度量衡法改正に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稻田柳右エ門君提出度量衡法改正に関する質問に対する答弁書

一、度量衡法規改正調査委員会を設置し、数十回にわたつて幹事会を開催し研究中であるが、現在の進行状態よりみるときは、本年九月以降開会される國會に提出できる見込である。

一、昭和二十二年初め度量衡法規改正について、地方長官の意見を徴し、他方社団法人日本度量衡協会に諮問して、業界の意見を徴した。これに引き続いて、昭和二十二年十二月商工省に度量衡法規改正調査委員会を設置して、その幹事会を毎週一回乃至二回開催し研究して來た結果、法律案について一應の見透しを得たので、本年三月三十日都道府懸度量衡主任者会議を開いて、その意見を聴取し、現在政令案について検討中である。

なお、計量の單位については、特に學術文化との関連が深いので、本年五月十二日工学会及び學術會議の幹事を招き、原案を示して諮問したところであつて、六月中には正式委員会を開き、原案を確定し、八月中には法案提出に必要な手続を完了する予定である。

一、度量衡は商取引の基本となるものであるから、軽々に変更すべきでなく、且つ法律の改正も近いことであるから、改正前には別に臨時措置を講ずる意向はない。

右答弁する。